



宮 崎 県 公 報

平成21年3月31日(火曜日)号外 第25号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 48

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第20号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 削除</p> <p>第7節～第10節 [略]</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 自動車取得税(第90条の2-第90条の7)</p> <p>第2節 軽油引取税(第91条-第101条)</p> <p>第3節 [略]</p> <p>附則</p> <p>(徴税吏員の任命等)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる者を徴税吏員に任命する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第41項の規定によって法人の県民税の利子割額の控除不足額を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第699条の14第6項及び第699条の15第1項の規定によって自動車取得税に係る徴収金を還付する場合又は法第699条の14第7項及び第699条の15第2項の規定によって当該還付す</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 自動車取得税(第63条-第69条)</p> <p>第6節の2 軽油引取税(第70条-第80条の4)</p> <p>第7節～第10節 [略]</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節及び第2節 削除</p> <p>第3節 [略]</p> <p>附則</p> <p>(徴税吏員の任命等)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる者を徴税吏員に任命する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、職員で知事が必要と認める者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第45項の規定によって法人の県民税の利子割額の控除不足額を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第125条第6項及び第126条第1項の規定によって自動車取得税に係る徴収金を還付する場合又は法第125条第7項及び第126条第2項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴</p>

<p>べき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(7) 法第 700条の21の2第1項及び第 700条の22第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第82条の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>3 [略]</p> <p>(証紙徴収の方法によって徴収する自動車税又は自動車取得税に係る徴収金の徴収の嘱託等)</p> <p>第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、法第 151条第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税又は自動車取得税を納付すべき者が、納期限を経過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(収納計器の指定等)</p> <p>第32条の4 条例第62条の2第3項及び第77条の4第1項の規定による証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の指定は、収納計器の名称、型式及び記号番号を告示することによって行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(差押財産の占有手続)</p> <p>第34条 徴税吏員は、徴収法第71条第3項の規定によって、差押に係る自動車又は建設機械を占有する場合においては、差押財産占有調書（別記様式第74号）を作成し、その謄本を滞納者又は差押財産を占有する第三者（以下「第三者」という。）に交付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p> <p>第49条の2 所長は、法第53条第47項又は第48項の規定によって通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の2）によってしなければならない。</p> <p>第6節 削除</p> <p>第63条から第80条まで 削除</p>	<p>収金に充当した場合</p> <p>(7) 法第 144条の30第1項及び第 144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の3の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>3 [略]</p> <p>(証紙徴収の方法によって徴収する自動車取得税又は自動車税に係る徴収金の徴収の嘱託等)</p> <p>第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、条例第54条第1項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車取得税を納付すべき者又は条例第62条の2第2項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税を納付すべき者が、納期限を経過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(収納計器の指定等)</p> <p>第32条の4 条例第54条第1項及び第62条の2第3項の規定による証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の指定は、収納計器の名称、型式及び記号番号を告示することによって行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(差押財産の占有手続)</p> <p>第34条 徴税吏員は、徴収法第71条第3項の規定によって、差押に係る自動車、建設機械又は小型船舶を占有する場合においては、差押財産占有調書（別記様式第74号）を作成し、その謄本を滞納者又は差押財産を占有する第三者（以下「第三者」という。）に交付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p> <p>第49条の2 所長は、法第53条第51項又は第52項の規定によって通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第 144号の2）によってなければならない。</p> <p>第6節 自動車取得税</p> <p>(自動車取得税申告書等の様式)</p> <p>第63条 法第 123条第2項に規定する自動車取得税の修正申告書は、別記様式第 172号による。</p> <p>(自動車取得税の徴収猶予の申請手続)</p> <p>第64条 法第 125条第2項の規定により徴収猶予の申請をしようとする者は、自動車取得税徴収猶予申告書（別記様式第 173号）に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(自動車取得税の納付義務の免除又は還付の手続)</p> <p>第65条 法第 125条第1項若しくは第6項又は法第 126条第1項の規定により納付義務の免除又は還付を受けようとする者は、自動車取得税納付義務免除（還付）申請書（別記様式第 174号）に当該納付義務の免除（還付）の理由に該当することを証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 宮崎県税・総務事務所長は、前項の申請に対しその承認又は否認を決定した場合においては、自動車取得税納付義務免除（還付</p>
--	---

）申請に対する決定通知書（別記様式第 175号）によって通知しなければならない。

（自動車取得税に係る更正又は決定の通知等）

第66条 宮崎県税・総務事務所長は、法第 129条第 4 項の規定によって自動車取得税に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車取得税更正（決定）通知書（別記様式第 176号）によって通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第 132条第 5 項の規定によって自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第 133条第 4 項の規定によって重加算金額の決定の通知をするときは、前項の通知書又は自動車取得税過少申告・不申告・重加算金決定通知書（別記様式第 177号）によって通知しなければならない。

（身体障害者等の範囲）

第67条 条例第55条第 3 号に規定する身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別				
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1				
聴覚障害	2 級及び 3 級				
平衡機能障害	3 級				
音声機能障害	3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）。ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のものとし、生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転する場合（以下「生計同一者運転」という。）又は当該身体障害者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下「常時介護者運転」という。）を除く。				
上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2 及び 2 級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載がある者に限る。）				
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級、2 級及び 3 級の 1				
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級から 3 級までの各級				
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能</td> <td>1 級及び 2 級（両上肢に障害がある者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級か</td> </tr> </table>	上肢機能	1 級及び 2 級（両上肢に障害がある者に限る。）	移動機能	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級か
上肢機能	1 級及び 2 級（両上肢に障害がある者に限る。）				
移動機能	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級か				

機能障害	ら 3 級までの各級
心臓機能障害	1 級及び 3 級
じん臓機能障害	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
小腸機能障害	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、異なる障害区分の重複による併合障害を有する者についてはその障害の級別が 1 級から 4 級までの各級の者。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は障害の級別が 1 級から 3 級までの各級の者

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 又は第 1 号表ノ 3 に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第 3 項症までの各級
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第 4 項症までの各級
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級
小腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各級

2 条例第 55 条第 3 号に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）のうち、障害の程度が総合判定 A の者。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車（療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、

特別支援学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校をいう。)への通学に利用する者については障害の程度が総合判定A、B1及びB2の者

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(自動車取得税の減免)

第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。

2 条例第55条第4号に掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める税額を減免するものとする。

(1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものの取得 全額

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上身体障害者等以外の者の利用にも併せて供するものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更を要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等が運転するための構造変更を要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

3 前2項の規定により、自動車取得税の減免を受けようとする者は、自動車取得税申告書の提出の際に、当該申告書とあわせて自動車取得税減免申請書(別記様式第178号)を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。ただし、条例第55条第3号又は第4号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者で、当該申請書を当該申告書の提出の際に提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の場合において、既に自動車取得税につき条例第55条第3号に規定する減免を受けたことがある申請者は、当該申請の直前に受けた減免に係る自動車を使用及び所有していないことを証する書類を添付しなければならない。

5 宮崎県税・総務事務所に、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車取得税減免承認(否認)決定通知書(別記様式第179号)によって通知しなければならない。

(自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料に関する報告)

第69条 市町村長は、省令第8条の26の規定により、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路延長及び道路面積に関する資料その他必要な資料を、別に定めるところによって知事に報告しなければならない。

第6節の2 軽油引取税

(特約業者の指定等の通知等)

第70条 宮崎県税・総務事務所に、法第144条の8第1項又は第144条の9第1項の規定によって仮特約業者又は特約業者の指定の適否を決定したときは、仮特約業者・特約業者指定(非該当)通知書(別記様式第180号)により通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所に、法第144条の8第3項又は第144条の9第3項の規定によって仮特約業者又は特約業者の指定を取

り消した場合においては、仮特約業者・特約業者指定取消通知書（別記様式第 181号）により通知しなければならない。

3 宮崎県税・総務事務所長は、前 2 項の規定によって特約業者の指定又は指定の取消しをした場合においては、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、特約業者の指定又は指定の取消しをした旨を公告するものとする。法第 144 条の 9 第 2 項又は第 9 項の規定による通知を受けた場合についても、同様とする。

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定）

第 71 条 宮崎県税・総務事務所長は、条例第 56 条第 1 項第 3 号の規定によって特別徴収義務者を指定した場合においては、軽油引取税特別徴収義務者指定通知書（別記様式第 182号）により通知しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者の登録の通知）

第 72 条 宮崎県税・総務事務所長は、条例第 57 条第 1 項の規定によって特別徴収義務者としての登録の申請があった場合においては、軽油引取税特別徴収義務者登録通知書（別記様式第 183号）により通知しなければならない。

（軽油引取税の登録特別徴収義務者の登録の消除の申請手続）

第 73 条 条例第 58 条第 1 項の規定によって登録の消除の申請をしようとする登録特別徴収義務者は、軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除申請書（別記様式第 184号）を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

（保全担保提供の手続等）

第 74 条 第 11 条第 1 項から第 4 項までの規定並びに第 26 条の表中「保証書」及び「保全担保提供命令書」の項の別記様式第 60 号及び第 61 号は、法第 144 条の 20 の規定によって提供すべき担保について準用する。この場合において第 11 条第 1 項中「法第 16 条第 1 項」とあるのは、「法第 144 条の 20」と、同条第 2 項中「法第 16 条第 3 項」とあるのは、「法第 144 条の 20 第 2 項の規定において準用する法第 16 条第 3 項」と読み替えるものとする。

（免税軽油使用者証の有効期間等）

第 75 条 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から 3 年を超えない範囲内で、免税軽油使用者ごとに所長が定める期間を経過する日までとする。

2 政令第 43 条の 15 第 5 項の規定により免税軽油使用者証の書換えを申請する場合においては、免税軽油使用者証書換申請書（別記様式第 185号）に免税軽油使用者証を添えて所長に申請しなければならない。

3 政令第 43 条の 15 第 6 項（同条第 11 項において準用する場合を含む。）の規定により免税軽油使用者証（有効期間経過後のものを除く。）又は免税証を返納する場合においては、免税軽油使用者証（免税証）返納書（別記様式第 186号）に免税軽油使用者証又は免税証を添えて直ちに所長に返納しなければならない。

（免税軽油使用者証等の紛失の届出等）

第 76 条 法第 144 条の 21 第 2 項又は第 6 項の規定により免税軽油使用者証又は免税証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証又は免税証を紛失した場合においては、直ちに、免税証等紛失届（別記様式第 187号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定によって免税証の紛失の届出があった場合又は当該免税証の交付を受けた者の死亡、失そう等により、当該免税証の所在が明らかでないと認められる場合においては、直ちに当該免税証は無効である旨を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、免税証が無効である旨を公告するものとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例の要件)

第77条 条例第59条の2の特別な事情は、次に掲げるものとする。

(1) 免税軽油使用者証の交付を受けた者が国又は地方公共団体であること。

(2) 報告対象免税軽油の数量が年間10キロリットル未満であること。

(3) その業務の特殊性等から法第144条の27第1項に規定する期限までに同項の報告書を提出することが著しく困難であること。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例の承認申請等)

第78条 前条第3号に該当することを理由に条例第59条の2の規定の適用を受けようとする者は、免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認申請書(別記様式第188号)を所長に提出してその承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請があった場所において、その承認の適否を決定したときは、免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認(不承認)通知書(別記様式第189号)により通知しなければならない。

3 所長は、第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為によってその承認を受けたとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったとき。

(3) 法第144条の24の規定に違反したとき。

(4) その承認に係る事由が消滅したとき。

(5) その他知事が特に必要があると認めるとき。

4 所長は、前項の規定によって第1項の承認を取り消した場合は、免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認取消通知書(別記様式第190号)により通知しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予の申請手続)

第79条 法第144条の29第1項の規定により軽油引取税に係る徴収猶予の申請をしようとする特別徴収義務者は、軽油引取税徴収猶予申請書(別記様式第191号)を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の納入義務の免除又は還付の承認等の通知)

第80条 宮崎県税・総務事務所長は、法第144条の30第3項の規定によって通知をする場合においては、軽油引取税徴収不能額納入義務免除(還付)申請に対する決定通知書(別記様式第192号)によってしなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第80条の2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、その軽油の引取りが行われなかったものとみなされる場合及び納入に係る軽油引取税額のうち返還された軽油に対応する部分の税額の還付を受けようとする場合においては、毎月末日までに前月中に返還を受けた軽油について返還を受けた軽油の届出書(別記様式第192号の2)又は軽油引取税還付申請書(別記様式第192号の3)を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の措置)

第80条の3 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、免税

- 軽油追加承認申請書（別記様式第 192号の 4）を所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、前項の申請に対しその承認をした場合においては、免税軽油追加承認書（別記様式第 192号の 5）を交付しなければならない。
- 3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 144条の31第 4 項又は第 5 項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の金額の還付を受けようとする場合においては、軽油引取税納入免除（還付）申請書（別記様式第 192号の 6）を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。
- 4 第80条に規定する通知書の様式は、前項の申請に対する決定を通知する場合において準用する。
（軽油引取税に関する文書の様式）
- 第80条の 4 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用いその様式はそれぞれ右欄の定めるところによる。

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	条例第57条第 2 項	別記様式第 192号の 7
登録事項変更届	条例第57条第 3 項	別記様式第 192号の 8
軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除通知書	条例第58条第 3 項	別記様式第 192号の 9
軽油引取税更正（決定）・加算金決定通知書	法第 144条の44第 4 項、第 144条の 47第 5 項及び第 144条の48第 4 項	別記様式第 192号の10

第 7 節 自動車税

第 7 節 自動車税

（身体障害者等の範囲）

第84条の 4 条例第64条の 2 に規定する身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害	2 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級
音声機能障害	3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）。ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のものとし生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合（以下「生計同一者運転」という。）又は当該身体障害者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以

		下「常時介護者運転」という。)を除く。
上肢不自由		1 級、2 級の 1、2 級の 2 及び 2 級 (両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載がある者に限る。)
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級、2 級及び 3 級の 1
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (両上肢に障害がある者に限る。)
	移動機能	1 級から 6 級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は 1 級から 3 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
<p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、異なる障害区分の重複による併合障害を有する者についてはその障害の級別が 1 級から 4 級までの各級の者。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は障害の級別が 1 級から 3 級までの各級の者</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法律第 168 号) 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号表ノ 2 又は第 1 号表ノ 3 に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者</p>		
障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各級	
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各級	
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各級	
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各級 (喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。	
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各級	
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第 3 項症までの各級	
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各級及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第 4 項症までの各級	

心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症

2 条例第64条の2に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）のうち、障害の程度が総合判定Aの者。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車（療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校をいう。）への通学に利用する者については障害の程度が総合判定A、B1及びB2の者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

第3章 目的税

第1節 自動車取得税

（自動車取得税申告書等の様式）

第90条の2 法第699条の12第2項に規定する自動車取得税の修正申告書は、別記様式第202号の3による。

（自動車取得税の徴収猶予の申請手続）

第90条の3 法第699条の14第2項の規定により徴収猶予の申請をしようとする者は、自動車取得税徴収猶予申告書（別記様式第202号の8）に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

（自動車取得税の納付義務の免除又は還付の手続）

第90条の4 法第699条の14第1項若しくは同条第6項又は法第699条の15第1項の規定により納付義務の免除又は還付を受けようとする者は、自動車取得税納付義務免除（還付）申請書（別記様式第202号の9）に当該納付義務の免除（還付）の理由に該当することを証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、前項の申請に対しその承認又は否認を決定した場合においては、自動車取得税納付義務免除（還付）申請に対する決定通知書（別記様式第202号の10）によって通知しなければならない。

（自動車取得税に係る更正又は決定の通知等）

第90条の5 宮崎県税・総務事務所長は、法第699条の18第4項の規定によって自動車取得税に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車取得税更正（決定）通知書（別記様式第202号の4）によって通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第699条の21第4項の規定によって自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第699条の22第4項の規定によって重加算金額の決定の

第3章 目的税

第1節及び第2節 削除

第90条の2から第101条まで 削除

通知をするときは、前項の通知書又は自動車取得税過少申告・不申告・重加算金決定通知書（別記様式第 202号の 5）によって通知しなければならない。

（自動車取得税の減免）

第90条の 6 条例第77条の 5 第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。

2 条例第77条の 5 第 4 号に掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める税額を減免するものとする。

（1）構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものの取得 全額

（2）構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上身体障害者等以外の者の利用にも併せて供するものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

（3）専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

3 前 2 項の規定により、自動車取得税の減免を受けようとする者は、自動車取得税申告書の提出の際に、当該申告書とあわせて自動車取得税減免申請書（別記様式第 202号の 6）を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。ただし、条例第77条の 5 第 3 号又は第 4 号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者で、当該申請書を当該申告書の提出の際に提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の場合において、既に自動車取得税につき条例第77条の 5 第 3 号に規定する減免を受けたことがある申請者は、当該申請の直前に受けた減免に係る自動車を使用及び所有していないことを証する書類を添付しなければならない。

5 宮崎県税・総務事務局長は、第 3 項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車取得税減免承認（否認）決定通知書（別記様式第 202号の 7）によって通知しなければならない。

（自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料に関する報告）

第90条の 7 市町村長は、省令第17条の13の規定により、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路延長及び道路面積に関する資料その他必要な資料を、別に定めるところによって知事に報告しなければならない。

第 2 節 軽油引取税

（特約業者の指定等の通知等）

第91条 宮崎県税・総務事務局長は、法第 700条の 6 の 3 第 1 項又は第 700条の 6 の 4 第 1 項の規定によって仮特約業者又は特約業者の指定の適否を決定したときは、仮特約業者・特約業者指定（非該当）通知書（別記様式第 203号）により通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務局長は、法第 700条の 6 の 3 第 3 項又は第 700条の 6 の 4 第 3 項の規定によって仮特約業者又は特約業者の指定を取り消した場合においては、仮特約業者・特約業者指定取消通知書（別記様式第 203号の 2）により通知しなければならない。

3 宮崎県税・総務事務所長は、前 2 項の規定によって特約業者の指定又は指定の取消しをした場合においては、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、特約業者の指定又は指定の取消しをした旨を公告するものとする。法第 700 条の 6 の 4 第 2 項又は第 8 項の規定による通知を受けた場合についても、同様とする。

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定）

第 92 条 宮崎県税・総務事務所長は、条例第 78 条第 1 項第 3 号の規定によって特別徴収義務者を指定した場合においては、軽油引取税特別徴収義務者指定通知書（別記様式第 204 号）により通知しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者の登録の通知）

第 93 条 宮崎県税・総務事務所長は、条例第 79 条第 1 項の規定によって特別徴収義務者としての登録の申請があった場合においては、軽油引取税特別徴収義務者登録通知書（別記様式第 205 号）により通知しなければならない。

（軽油引取税の登録特別徴収義務者の登録の消除の申請手続）

第 93 条の 2 条例第 80 条第 1 項の規定によって登録の消除の申請をしようとする登録特別徴収義務者は、軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除申請書（別記様式第 205 号の 2）を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

（保全担保提供の手続等）

第 93 条の 3 第 11 条第 1 項から第 4 項までの規定並びに第 26 条の表中「保証書」及び「保全担保提供命令書」の項の別記様式第 60 号及び第 61 号は、法第 700 条の 14 の 3 の規定によって提供すべき担保について準用する。この場合において第 11 条第 1 項中「法第 16 条第 1 項」とあるのは、「法第 700 条の 14 の 3」と、同条第 2 項中「法第 16 条第 3 項」とあるのは、「法第 700 条の 14 の 3 第 2 項の規定において準用する法第 16 条第 3 項」と読み替えるものとする。

（免税軽油使用者証の有効期間等）

第 94 条 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から 2 年を超えない範囲内で、所長が定める。

2 政令第 56 条の 7 第 5 項の規定により免税軽油使用者証の書換えを申請する場合においては、免税軽油使用者証書換申請書（別記様式第 206 号）に免税軽油使用者証を添えて所長に申請しなければならない。

3 政令第 56 条の 7 第 6 項（政令第 56 条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により免税軽油使用者証（有効期間経過後のものを除く。）又は免税証を返納する場合においては、免税軽油使用者証（免税証）返納書（別記様式第 207 号）に免税軽油使用者証又は免税証を添えて直ちに所長に返納しなければならない。

第 95 条 削除

（免税軽油使用者証等の紛失の届出等）

第 96 条 法第 700 条の 15 第 2 項又は第 6 項の規定により免税軽油使用者証又は免税証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証又は免税証を紛失した場合においては、直ちに、免税証等紛失届（別記様式第 210 号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定によって免税証の紛失の届出があった場合又は当該免税証の交付を受けた者の死亡、失そう等により、当該免税証の所在が明らかでない認められる場合においては、直ちに当該免税証は無効である旨を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、免税証が無効である旨を公告するものとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例の要件)

第96条の2 条例第81条の2の特別な事情は、次に掲げるものとする。

(1) 免税軽油使用者証の交付を受けた者が国又は地方公共団体であること。

(2) 報告対象免税軽油の数量が年間10キロリットル未満であること。

(3) その業務の特殊性等から法第 700条の20の2第1項に規定する期限までに同項の報告書を提出することが著しく困難であること。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例の承認申請等)

第96条の3 前条第3号に該当することを理由に条例第81条の2の規定の適用を受けようとする者は、免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認申請書(別記様式第 210号の2)を所長に提出してその承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請があった場所において、その承認の適否を決定したときは、免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認(不承認)通知書(別記様式第 210号の3)により通知しなければならない。

3 所長は、第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為によってその承認を受けたとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったとき。

(3) 法第 700条の18の規定に違反したとき。

(4) その承認に係る事由が消滅したとき。

(5) その他知事が特に必要があると認めるとき。

4 所長は、前項の規定によって第1項の承認を取り消した場合は、免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認取消通知書(別記様式第 210号の4)により通知しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予の申請手続)

第97条 法第 700条の21第1項の規定により軽油引取税に係る徴収猶予の申請をしようとする特別徴収義務者は、軽油引取税徴収猶予申請書(別記様式第 211号)を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の納入義務の免除又は還付の承認等の通知)

第98条 宮崎県税・総務事務所長は、法第 700条の21の2第3項の規定によって通知をする場合においては、軽油引取税徴収不能額納入義務免除(還付)申請に対する決定通知書(別記様式第 213号)によってしなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第99条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 700条の22第1項の規定により、その軽油の引取りが行われなかったものとみなされる場合及び納入に係る軽油引取税額のうち返還された軽油に対応する部分の税額の還付を受けようとする場合においては、毎月末日までに前月中に返還を受けた軽油について返還を受けた軽油の届出書(別記様式第 214号)又は軽油引取税還付申請書(別記様式第 215号)を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の措置)

第 100条 免税軽油使用者は、法第 700条の22第4項又は第5項の

規定により知事の承認を受けようとする場合においては、免税軽油追加承認申請書（別記様式第 216号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請に対しその承認をした場合においては、免税軽油追加承認書（別記様式第 217号）を交付しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 700条の22第 4 項又は第 5 項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の金額の還付を受けようとする場合においては、軽油引取税納入免除（還付）申請書（別記様式第 218号）を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

4 第98条に規定する通知書の様式は、前項の申請に対する決定を通知する場合において準用する。
（軽油引取税に関する文書の様式）

第 101条 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用いその様式はそれぞれ右欄の定めるところによる。

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	条例第79条第 2 項	別記様式第 220号
登録事項変更届	条例第79条第 3 項	別記様式第 221号
軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除通知書	条例第80条第 3 項	別記様式第 222号
軽油引取税更正（決定）・加算金決定通知書	法第 700条の30第 4 項、第 700条の33第 4 項及び第 700条の34第 4 項	別記様式第 223号

様式第 9 号（その 1）（第 5 条関係）
[略]

（裏）

（ご注意）

1・2 [略]

3 不服申立て等

（1）この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2 通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。

（2） [略]

[略]

様式第 9 号（その 1）（第 5 条関係）
[略]

（裏）

（ご注意）

1・2 [略]

3 不服申立て等

（1）この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内（60日目又は地方税法第19条の 4 第 1 号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2 通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。

（2） [略]

[略]

別記様式第 9 号（その 2）中「60日以内」を「60日以内（60日目又は地方税法第19条の 4 第 1 号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第18号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで、下記の徴収金額の担保として提供された担保財産（保証人の保証）は、下記の理由により猶予（納期限の延長）に係る金額の納付（納入）を担</p>	<p>様式第18号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで、下記の徴収金額の担保として提供された担保財産（保証人の保証）は、下記の理由により猶予（納期限の延長）に係る金額の納付（納入）を担</p>

保することができないと認めますので、地方税法第16条第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項、第 700 条の14の3第2項の規定により増担保（保証人の変更）を請求します。

[略]

[略]

様式第60号（第26条、第56条の3、第93条の3関係）

[略]

[略]

第16条第1項、第3項

第16条の3第1項、第3項

地方税法第72条の38の2第2項（第7項）、第12項の規定

第74条の11第1項、第2項

第 700条の14の3第1項、第2項

により下記納税者（特別徴収義務者）が納付（納入）すべき徴収金に係る納税を私において（私どもが連帯責任をもって）保証します。

[略]

（裏面）

[略]

様式第61号（第26条、第93条の3関係）

[略]

[略]

県税の徴収上必要があるので、地方税法 第16条の3第1項 第 700条の14の3第1項 の規定により下記のとおり担保の提供を命じます。

[略]

様式第88号（その2）（第43条関係）

[略]

注 意

1 この処分について不服があるときは、この謄本を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第 161号の2（第56条関係）

不動産取得税再徴収猶予届出書

[略]

地方税法附則第12条第2項の規定において準用する租税特別措置法第70条の4第22項の規定により、下記のとおり不動産取得税の再徴収猶予をされたく届け出ます。

[略]

別記様式第 172号を次のように改める。

保することができないと認めますので、地方税法第16条第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項、第 144 条の20第2項の規定により増担保（保証人の変更）を請求します。

[略]

[略]

様式第60号（第26条、第56条の3、第74条関係）

[略]

[略]

第16条第1項、第3項

第16条の3第1項、第3項

地方税法第72条の38の2第2項（第7項）、第12項の規定

第74条の11第1項、第2項

第 144条の20第1項、第2項

により下記納税者（特別徴収義務者）が納付（納入）すべき徴収金に係る納税を私において（私どもが連帯責任をもって）保証します。

[略]

（裏面）

[略]

様式第61号（第26条、第74条関係）

[略]

[略]

県税の徴収上必要があるので、地方税法 第16条の3第1項 第 144条の20第1項 の規定により下記のとおり担保の提供を命じます。

[略]

様式第88号（その2）（第43条関係）

[略]

注 意

1 この処分について不服があるときは、この謄本を受け取った日の翌日から起算して60日以内 （60日目又は 地方税法第19条の4第2号に規定する期日のうち、い ずれか早い期日まで） に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第 161号の2（第56条関係）

不動産取得税再徴収猶予届出書

[略]

地方税法附則第12条第2項の規定において準用する租税特別措置法第70条の4第26項の規定により、下記のとおり不動産取得税の再徴収猶予をされたく届け出ます。

[略]

様式第 172号 (第63条関係)

受 付 印 宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		年 月 日 提出	
		宮崎	登録 番号
自動車取得税修正申告書		年 月 日	
宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		登録 年月日	
申告区分		納付の日	
修正申告額 ①		年 月 日	
課税標準額 (取得価額 又は通常取引価格)		延滞金 法律により計 算した金額④ ※	
自動車取得税額		納税額③ (金) +	
納税(居住者)義務者		納付(金) +	
住所 (所在地) 氏 (名称)		納税額④	
定置場の 書類の 送達場所		円	
住所 (所在地) 氏 (名称)		円	
譲渡者		円	
車名及び種類		申告事由	
型式		※ 収 納 印 表 示 欄	
種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 小型		※ 誤表示 確認印	
用途 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 乗合 <input type="checkbox"/> 特種		※ 誤表示 確認印	
車番		総排気量	
台号		備考	
取得年月日・原因		類別区分番号	
年 月 日		受付番号	
<input type="checkbox"/> 家用 <input type="checkbox"/> 営業用		受付番号	

(注意) 1 納期限の翌日から納付の日まで、期間に応じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付してください。
 2 不明の点は、宮崎県宮崎県税・総務事務所にお問い合わせください。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第 173号から別記様式第 192号 (その2) までを次のように改める。

様式第 173号 (第64条関係)

付

自動車取得税徴収猶予申告書

受 印

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		申 告 者	住(居)所 (所在地)	
年 月 日			氏 名 (名 称)	㊟
<p>下記の譲渡担保財産は、債権の消滅により6か月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを約定しておりますので、譲渡担保財産に係る自動車取得税は、地方税法第125条第1項の規定の適用を受けることとなりますから、当該規定の適用を受ける日までの期間については徴収を猶予してください。</p> <p>地方税法第125条第2項の規定によって別紙証明書を添えて申告します。</p>				
譲渡担保財産の取得に係る自動車取得税			徴 収 猶 予 申 告 額	
年 度	税 額	円		
年 度	円			
譲 渡 担 保 財 産	車 名			
	型 式			
	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号			
	種 別			
	譲 渡 担 保 権 設 定 年 月 日	年	月	日
	譲 渡 担 保 権 消 滅 予 定 年 月 日	年	月	日
譲渡担保財産 の 設 定 者	住(居)所(所在地)			
	氏 名(名 称)			
備 考				

様式第 174号 (第65条関係)

付 自動車取得税納付義務免除 (還付) 申請書

受 印

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		申 請 者	住 (居) 所 (所在地)	
年 月 日			氏 名 (名 称)	㊦
地方税法第 125条第 項・第 126条第 項の規定に該当しますので、下記の自動車に係る自動車取得税の納付義務免除 (還付) をしてください。				
下記の自動車の取得に係る自動車取得税			納付義務免除 (還付) 申請額	
年 度	税 額		円	
年 度	円			
取得した自動車	車 名			
	型 式			
	登 録 番 号 (車両番号)			
	種 別			
譲渡担保財産又は自動車の取得年月日			年 月 日	
債権消滅により譲渡担保財産を移転又は自動車販売業者に返還した年月日			年 月 日	
還付を受けるべき税額の計算			参考事項	
当 初 税 額①	円			
減額となるべき税額②	円			
納 付 す べ き 税 額 (①-②) ③	円			
納 付 し た 税 額④	円			
還 付 す べ き 税 額 (④-③) ⑤	円			

様式第 175号 (第65条関係)

自動車取得税納付義務免除 (還付) 申請に対する決定通知書				
年 月 日				
住 (居) 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 殿				
宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印				
年 月 日付で提出のあった納付義務免除 (還付) の申請については、 { 下記のとおり免除 (還付) します。 { 下記の理由により認められません。				
取得した自動車	車 名	型 式	登 録 番 号 (車両番号)	種 別
納付義務免除 (還付) する税額			円	
理 由				
注 意	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

様式第 176号 (第66条関係)

自動車取得税 <small>更正 決定</small> 通知書										
住 (居) 所 (所在地)								第 号		
氏 名 (名 称)								殿		
取得した自動車	登 録 番 号 (車両番号)	車 名	型 式	種 別	用 途					
	定 置 場									
課税標準額	更 正 ・ 決 定 額		円		加 算 間	申 告 書 提 出 期 限		・ ・		
	申 告 ・ 修 正 申 告 額					申 告 書 提 出 年 月 日		・ ・		
	差 引 額					修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		・ ・		
税 額	更 正 ・ 決 定 額 (ア)				加 算 金 額 の 計 算 金 額	過 少 申 告	() × %	円		
	申 告 ・ 修 正 申 告 額 (イ)					不 申 告	(イ) × %			
	差 引 額 (ウ)					重	() × %			
加 算 金 額 (エ)										
計 ((ウ) + (エ))										
延 滞 金		法律により計算した金額								円
納付場所	宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 宮崎県宮崎県税・総務事務所									
更正・決定の理由										
<p>上記のとおり更正 (決定) したので通知します。</p> <p>なお、この通知書による不足税額等は、別紙納付書によって 年 月 日 までに納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印</p>										
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>									

様式第 177号 (第66条関係)

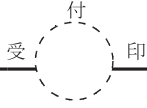
過少申告 自動車取得税不申告加算金決定通知書 重							
住(居)所(所在地) 氏 名(名 称) 殿							
取得した自動車	登 録 番 号 (車 両 番 号)	車 名	型 式	種 別	用 途		
	定 置 場						
加算金の対象となる税額等	課税標準額	期限後・修正申告額	円	申告書提出期限		・ ・	
		期限内申告額		申告書提出年月日		・ ・	
		差 引 額		修正申告書提出年月日		・ ・	
	税 額	期限後・修正申告額	加算金額	過少申告	() × %		
		期限内申告額		不申告	通常	() × %	
		差 引 額		加算	() × %		
				重	() × %		
納 付 期 限		年 月 日					
過少申告 不申告加算金決定の事由 重		期限後 申告に対する地方税法第 132条第5項・第 133条第4 修 正 項の規定による加算金の決定					
<p style="text-align: center;">過少申告 上記の事由により不申告加算金の決定をしましたので、地方税法第 132条第5項・第 133条第 重 4項の規定によって通知します。</p> <p style="text-align: center;">過少申告 なお、この不申告加算金額は、別紙納付書によって納付期限までに宮崎県指定金融機関、宮崎 重 県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は宮崎県税・総務事務所で納付してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印</p>							
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>						

様式第 178号 (その 1) (第 68 条関係)

(表)

身体障がい者等用

年度 自動車取得税減免申請書



宮崎県 宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日		申請者	住(居)所			
		フリガナ 氏 名 (名 称)	電 話 () —			
宮崎県税条例第 55 条の規定により自動車取得税の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第 68 条第 3 項の規定により下記のとおり申請します。						
減免申請対象自動車(ア)	登録番号		別添自動車検査証写しのとおり			
	宮崎	カ ナ	所有者	住(居)所		
	フリガナ 氏 名		フリガナ 氏 名			
	使用用途及び目的	1 通院 2 通学(通所) 3 生業等	使用者	住(居)所		
フリガナ 氏 名		フリガナ 氏 名				
身体障がい者(イ)	別添手帳写しのとおり					
	住(居)所		生年 月日	昭平 明大	年 月 日	
	フリガナ 氏 名		年齢	歳		
(イ)(ア)のために	別添免許証写しのとおり				(イ)との関係 1 本人 2 生計同一者(続柄) 3 常時介護者	
	住(居)所					
	フリガナ 氏 名					
手帳の内容	別添手帳写しのとおり				運転免許の内容 別添免許証写しのとおり	
	番 号		運 転 免 許 証 の 内 容	番 号		
	交 付 年 月 日	昭・平 年 月 日	交 付 年 月 日	平 年 月 日		
	身体障害者手帳	障がい名	有 効 期 限	平 年 月 日		
	戦傷病者手帳	障がい等級	免 許 の 種 類			
	療 育 手 帳	総合判定 □A □B1 □B2	免 許 の 条 件 等			
精神障害者保健福祉手帳	障がい等級 1 級					
※ 処理欄	自動車取得税	減免額 円	処理日付	確認印	備考	

◎記入される前に、裏面をお読みください。

(裏)

(注意)

- 1 日本赤十字社又は公的医療機関の場合は、「減免申請対象自動車 (ア)」欄まで記入してください。
- 2 処理欄は、記入しないでください。

(記入要領)

- 1 「減免申請対象自動車 (ア)」欄の「所有者」は、所有権留保 (販売会社名義) となっているときは、社名だけを記入してください。
- 2 「(イ) のために (ア) を運転する者」欄の「(イ) との関係」が「2 生計同一者」のときは、続柄を () に記入してください。(例えば「長男」、「父」など)
- 3 下記(申請時に必要な書類等)に掲げる1～3の書類の写しを添付する場合は、太線枠の欄(「申請者」、「登録番号」、「用途及び使用目的」、「年齢」及び「(イ) との関係」並びに身体障がい者等の氏名及び運転者の氏名のフリガナ)のみの記入とすることができます。

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

- 1 身体障害者手帳等 (原本)
- 2 運転免許証 (両面コピー可)
- 3 自動車検査証 (原本)
- 4 自動車取得税減免申請理由証明 (願) 書又は自動車税等に係る生計同一証明書 (生計同一者運転のみ)
- 5 自動車税等に係る常時介護証明書 (常時介護者運転のみ)
- 6 印鑑

(その他)

- 1 自動車税減免申請理由証明書又は自動車税等に係る生計同一証明書若しくは常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。
- 2 障がいの内容によって減免の対象となる障がい等級が異なりますのでご注意ください。
- 3 この申請書の記入にあたってご不明な点がございましたら、最寄りの県税・総務事務所におたずねください。

様式第 178号 (その 2) (第68条関係)

付 自動車取得税減免申請書

受		印		申請者	住(居)所 (所在地)	(電話番号)
宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		年 月 日		氏 名 (名称)	㊦	
宮崎県税条例第55条の規定により自動車取得税の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第68条第3項の規定により下記のとおり申請します。						
減 免 申 請 対 象	登録番号 (車両番号)	車名	型式	種別	自家用・営業用の別	
	用途及び使用目的					
	構造 変 更	変更部分	設置した装置等	変更目的		
	自動車 の 区 分					
ア 構造上専ら身体障がい者等の利用に供するもの イ 構造上身体障がい者等及び身体障がい者等以外の者の利用に併せて供するもの ウ 専ら身体障がい者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの						
申告自動車取得税額					円	
減 免 額	自動車の区分	自動車取得税の減免額				
	アに該当する自動車	自動車取得税の全額				円
	イに該当する自動車	身体障がい者等の利用に供するための構造変更に必要な金額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額 ()円 × $\frac{()}{100}$				円
ウに該当する自動車	身体障がい者等が運転するための構造変更に必要な金額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額 ()円 × $\frac{()}{100}$				円	
差引き納付すべき自動車取得税額					円	
備考						
※確認					※確認者	㊦

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

様式第 179号 (第68条関係)

自動車取得税減免承認 (否認) 決定通知書	
年 月 日	
住 (居) 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	殿
宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印	
年 月 日付けで提出された自動車取得税減免申請については、下記の の { とおり承認します。 { 理由で承認できません。	
自 動 車 の 種 別	
登 録 番 号 (車 両 番 号)	
減 免 す る 税 額	円
(承認した場合は注意事項) 承認できない理由	
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

様式第 180号 (第70条関係)

仮特約業者・特約業者指定 (非該当) 通知書	
年 月 日	
住 (居) 所 (所在地)	氏名 (名称) 殿
宮崎県税・総務事務所長 印	
年 月 日付で提出された 仮特約業者 特約業者	
申請のとおり指定したので通知します。 ては、 下記理由により指定できません。	
指 定 番 号	
非該当の理由	
摘 要	
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

様式第 181号 (第70条関係)

仮特約業者・特約業者指定取消通知書	
年 月 日	
住(居)所 (所在地) 氏名(名称) 殿	
宮崎県税・総務事務所長 印	
年 月 日付で通知しました 仮特約業者 特約業者 としての指定について	
は、下記の理由により取り消したので通知します。	
指 定 番 号	
取 消 し の 理 由	
摘 要	
<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

様式第 182号 (第71条関係)

軽油引取税特別徴収義務者指定通知書	
年 月 日	
住 (居) 所	
氏 名 殿	
宮崎県税・総務事務所長 印	
宮崎県税条例第56条第1項第3号の規定によって、あなたを下記の軽油の納入地における軽油引取税の特別徴収義務者として指定したので通知します。	
事務所又は事業所の所在地	
事務所又は事業所の名称	
軽油の納入地	
注意事項	
1 特別徴収義務者として指定を受けた場合は、宮崎県税条例第57条第1項の規定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりません。	
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。	
2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。	
(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。	
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

様式第 183号 (第72条関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書	
年 月 日	
住 (居) 所 (所在地)	
氏名 (名称) 殿	
宮崎県税・総務事務所長 印	
宮崎県税条例第57条第1項の規定による申請に基づき、あなたを下記のとおり軽油引取税の特別徴収義務者として登録しました。	
軽油の納入地	
登録番号	
注意事項	
1 軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票を宮崎県内に所在する事務所又は事業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。	
2 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額等を納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県税・総務事務所に納入しなければなりません。	
3 納入すべき税額がない場合でも納入申告書は提出しなければなりません。	
4 登録した事項に変更が生じた場合は、変更を生じた日から5日以内に登録事項変更届を提出しなければなりません。	
5 事務所又は事業所ごとに帳簿を備え、引取りを行った軽油の数量その他必要な事項を記載しなければなりません。	

様式第 184号 (第73条関係)

軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除申請書

年 月 日

付
受 印

宮崎県税・総務事務所長 殿

住 (居) 所
(所 在 地)
氏 名
(名 称) ㊟

宮崎県税条例第58条第1項の規定により、次のとおり軽油引取税登録特別徴収義務者の登録の消除を申請します。


登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
住 (居) 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	
申 請 の 理 由	

様式第 185号 (第75条関係)

付 印 免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書

受 印 県 税 ・ 総 務 事 務 所 長 殿 年 月 日	申	住 (居) 所 (所在地)	
	請	氏 名 (名 称)	㊟
	者	この申請に 応答する係 及び氏名	電 話 局 番
宮崎県税条例施行規則第75条第2項の規定によって、下記のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。			
免税軽油使用者証番号	第	号	業 種
区 分	変 更 前		変 更 後
住所又は事務所若しくは 事業所所在地			
氏 名 又 は 名 称			
機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地		
	名 称		
	所有者の氏名 又は名称		
	型 式		
	軸 馬 力		
	燃 焼 方 式		
	台 数		
用 途			
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル		リットル
備 考			

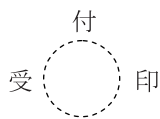
様式第 186号 (第75条関係)

付
受  印

免税軽油使用者証 返 納 書
免 税 証

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	返 納 者	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)				
宮崎県税条例施行規則第75条第3項の規定によって下記のとおり返納します。						
返納する免税軽油 使 用 者 証	宮崎県第 号		返納する免税証		枚	
返税 納証 すの る内 免訳	リットル券 枚	リットル券 枚	リットル券 枚	リットル券 枚	リットル券 枚	計 枚
返 納 の 事 由						

様式第 187号 (第76条関係)



免税証等紛失届

県税・総務事務所長 殿 年 月 日		届出者	住(居)所(所在地)			
			氏 名(名 称)		㊟	
下記の免税軽油使用者証を紛失しましたので、宮崎県税条例施行規則第76条第1項の規定 によって届け出します。						
紛失した免税軽油 使用者証		宮崎県第 号		紛失した免税証 枚		
紛失証 の内 免訳	リットル券 枚	リットル券 枚	リットル券 枚	リットル券 枚	リットル券 枚	計 枚
紛失した年月日		年 月 日				
紛失したときの状況						

様式第 188号 (第78条関係)

免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認申請書

付
受 ○ 印

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 (居) 所 (所在地)	
		業 種 名	
		免税軽油使用者 証の番号及び氏 名 (名称)	宮崎県 () 第 号 ㊦
		この申請に応答 する係及び氏名 並びに電話番号	(電話 局 番)
宮崎県税条例施行規則第78条第1項の規定により、 年 月 日以降に提出の期限の到来する免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例の承認を受けたいので申請します。			
申請の理由			

様式第 189号 (第78条関係)

免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認通知書 承認 不承認			
住(居)所(所在地) 氏名(名称) 殿			年 月 日
県税・総務事務所長			印
年 月 日付けで提出された免税軽油引取り等に係る報告期限の特例の承認の申請に ついては、申請のとおり承認したので通知します。 下記の理由により承認できません。			
主たる事務所又は事業所 の所在地			
業 種 名			
免税軽油使用者証の番号			
氏 名 (名 称)			
承認番号		承認年月日	年 月 日
不承認 の 理 由			
<p>注意事項</p> <p>1 この承認を受けた方の、地方税法第 144条の27第 1 項の報告書の提出期限は、報告対象免税軽油に係る免税証の有効期間の末日の属する月の翌月の末日までです。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、この承認を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為によってこの承認を受けたとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったとき。</p> <p>(3) 地方税法第 144条の24の規定に違反したとき。</p> <p>(4) この承認に係る事由が消滅したとき。</p> <p>(5) その他知事が特に必要があると認めるとき。</p>			
<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

様式第 190号 (第78条関係)

免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例承認取消通知書			
年 月 日			
住(居)所 (所在地)			
氏名 (名称) 殿			
県税・総務事務所長 印			
年 月 日付けで承認した免税軽油引取り等に係る報告期限の特例の承認については、下記の理由により取り消したので通知します。			
主たる事務所又は事業所の所在地			
業 種 名			
免税軽油使用者証の番号			
氏 名 (名 称)			
承認番号		承認年月日	年 月 日
取 消 年 月 日		年 月 日	
取 消 の 理 由			
<p>注意事項</p> <p>取消日以降については、地方税法第 144条の27第 1 項の規定に基づき、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った免税軽油の引取り等に係る報告書を提出してください。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2 通) は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

様式第 191号 (第79条関係)

付
受 印

軽油引取税徴収猶予申請書

宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日	特別徴収義務者	住(居)所(所在地)		
		氏 名(名 称)	㊦	
		軽油の納入地		
		この申請に応答する係及び氏名	電話 局 番	
地方税法第 144条の29第 1 項の規定によって、下記のとおり徴収猶予を申請します。				
年度月分	年度 月分	軽油引取税の税額	円	
納期限	年 月 日	徴収猶予を受ける税額	円	
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日	日間	
納期限までに受けとれなかったものの内訳	引渡年月日	引 渡 先 住(居)所(所在地) 氏 名(名 称)	引渡した軽油の数量 リットル	売掛金に相当する軽油の数量 リットル
	計			㊦
	欠減量 $(\text{㊦} \times \frac{1}{100} (\frac{0.3}{100}))$		㊧ リットル	㊦ - ㊧
㊨ × 税率	円		備考	
提供する担保				

様式第 192号 (第80条関係)

軽油引取税徴収不能額納入義務免除 (還付) 申請に対する決定通知書

年 月 日

住 (居) 所
(所在地)

氏 名 殿
(名 称)

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印

年 月 日付けで提出のあった納入義務免除 (還付) の申請について、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 申請のとおり免除 (還付) する。
- 2 申請額 円のうち 円を免除 (還付) する。
- 3 免除 (還付) は、下記の理由で認められない。

理 由

(注意)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2通) は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
- 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 宮崎県税条例施行規則第80条の3第4項において準用する場合は、徴収不納額の文書を削除すること。

別記様式第 192号の次に次の 9 様式を加える。

様式第 192号の 2 (第80条の 2 関係)

付
受 ○ 印

返還を受けた軽油の届出書

宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日	特	住(居)所 (所在地)				
	徴	氏名(名称)	㊦			
	収	軽油の納入地				
	義 務 者	この届出に 応答する係及び 氏名	電話 局 番			
地方税法第 144条の31第 1 項の規定によって、別紙証明書類を添えて下記のとおり届出します。						
年度 月別	年度 月分	返還を受けた軽油の 数量に対する税額	㊦の額 円			
届事 出由 の						
届 出 内 容 の 内 訳	販売契約による軽油の引渡		販 売 契 約 の 解 除		返 還 を 受 け た	
	年 月 日	数 量	年 月 日	数 量	年 月 日	数 量
		リットル		リットル		リットル
	計					㊦
㊦ × 税 率		㊦	円	備考		

様式第 192号の 3 (第80条の 2 関係)

軽油引取税還付申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 殿	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印	
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()	
地方税法第 144条の31第 1 項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請 します。			
還 付 申 請 額		円	
当 初 の 引 渡 し	引 渡 年 月 日	年 月 日	
	引 渡 数 量	リットル	
	納入先	名 称	
		所 在 地	
代 表 者 氏 名			
返 還	返 還 年 月 日	年 月 日	
	返 還 数 量	リットル	
	受入先	名 称	
		所 在 地	
販売契約の解除	解 除 年 月 日	年 月 日	
	解 除 理 由		
年 月 申告分 軽油引取税	申 告 税 額	円	
	納 入 済 額	円	
	返 還 を 受 け た 軽油に係る税額	円	

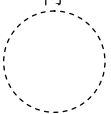
- 注 1 返還があつたこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。
 2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の
 軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者の氏名を、「
 受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名
 称及び所在地を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、
 あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 192号の 4 (第80条の 3 関係)

付

免税軽油追加承認申請書


受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	免税軽油使用者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	㊟
		免税軽油使 用者証	宮崎県第 号
地方税法第 144条の31第 項の規定によって、別紙証明書類を添えて下記のとおり申請します。			
免税軽油として承認を受けようとする軽油の数量			
免税証交付申請に係る軽油の数量			
同上に対し免税証の交付を受けた軽油の数量			
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間
免税軽油以外の軽油 の引受を行った販売 業者及び引渡年月日	住(居)所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
	年 月 日	年	月 日
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由			
免税証の交付を申請することができなかった理由			

様式第 192号の 5（第80条の 3 関係）

免 税 軽 油 追 加 承 認 書	
宮崎県第	号
年 月 日	日
殿	県税・総務事務所長 印
年 月	リットルは、免税軽油
日付けで申請のあった軽油 として承認します。	

様式第 192号の 6（第80条の 3 関係）

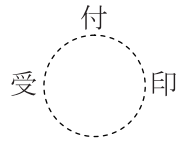
軽油引取税納入免除（還付）申請書

<div style="text-align: center;">  受付印 年 月 日 殿 </div>	特別徴収義務者	住所又は所在地
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話（ ）
<p>地方税法第 144条の31第 4 項又は第 5 項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。</p>		
納入免除又は還付申請額		円
この申請に係る軽油の引渡しを行った年月日		年 月 日
この申請に係る軽油の引渡数量		リットル
<p>免税軽油使用者に引渡しを行った者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p>		
承認を受けた免税軽油使用者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	承認年月日	年 月 日
	承認番号	
年 月申告分 軽油引取税	申告税額	円
	納入済額	円
	承認を受けた軽油に係る税額	円
その他参考となるべき事項		

- 注 1 免税軽油使用者が交付を受けた、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認書を添付すること。
- 2 引渡しを行った者が申請者でない場合は、「その他参考となるべき事項」欄にこの申請に至るまでの経緯を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、
 あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 192号の 7 (第80条の 4 関係)

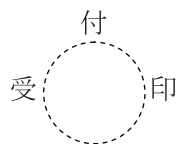


軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日		所 長	課税課長	担 当 リーダー	担 当 者	
特別徴収 義務者	住 (居) 所 (所在地)		氏 名 (名称)		登録番号	
			㊦		※	
宮崎県税条例第57条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。						
1 宮崎県税条例第57条第 2 項第 1 号又は第 2 号の場合						
事 務 所 又 は 事 業 所	名 称			代表者の 氏 名		
	所 在 地					
	事業開始 年 月 日	年 月 日	特別徴収義務者として 指定された年月日	年 月 日		
	貯 蔵 設 備	所 在 地		地 下 槽 (タンク)	移 動 槽 (タンク)	
				い入 基	い入 基	
2 宮崎県税条例第57条第 2 項第 3 号の場合						
軽 油 の 納 入 地						
軽油の納入を受ける者の 住 (居) 所、氏名 (名称)						
3 その他						
※ 変 更 事 項 (県税・総務事務所処理欄)						
年 月 日	項 目	変 更 後			記入者印	

- (注意) 1 事務所若しくは事業所又は軽油の納入地が 2 か所以上の場合は、別紙に記入の上添付してください。
2 ※欄は記載しないでください。

様式第 192号の 8 (第80条の 4 関係)



登録事項変更届

宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日	届	住 (居) 所 (所 在 地)	
	出	氏 名 (名称)	㊟
	者	この届に応答する係及び氏名	電話 局 番
宮崎県税条例第57条第3項の規定によって、下記のとおり届け出ます。			
変 更 事 項	事務所又は事業所の所在地		
	事務所又は事業所の名称		
	事務所又は事業所の代表者の氏名		
	軽油の納入地		
	軽油の納入を受ける者の住所、氏名(名称)		
	設 備		
変更の事由			

様式第 192号の 9 (第80条の 4 関係)

軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除通知書	
第 号 年 月 日	
住 (居) 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 殿	
宮崎県税・総務事務所長 印	
宮崎県税条例第58条第3項の規定により、次のとおり軽油引取税登録特別徴収義務者の登録を消除したので通知します。	
消除される登録特別徴収義務者	登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号
	住 (居) 所 (所 在 地)
	氏 名 (名 称)
登録消除年月日	年 月 日
消除の理由	
注 意	1 軽油引取税特別徴収義務者であることを証する証票を 年 月 日までに返納してください。 2 登録を消除されたときに所有している軽油については、翌月末日までに申告納付してください。 3 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 4 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 192号の10 (第80条の4 関係)

軽油引取税更正 (決定) ・加算金決定通知書

住 (居) 所 (所在地)	次のとおり更正 (決定) したので通知します。 年 月 日 宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印
氏名 (名称)	番 号
殿	指定納期限 年 月 日

実績年月	区 分	本 税		加 算 金				摘 要	
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率	金 額		
年 月分	確定額等		円	過少申告 加算金	通常 加算	円	%	② 円	申告年月日
	既確定額等			不申告 加算金	通常 加算			③	
	差引額等		①	重加算金				④	申告期限
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)				⑤	
年 月分	確定額等			過少申告 加算金	通常 加算			②	申告年月日
	既確定額等			不申告 加算金	通常 加算			③	
	差引額等		①	重加算金				④	申告期限
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)				⑤	
年 月分	確定額等			過少申告 加算金	通常 加算			②	申告年月日
	既確定額等			不申告 加算金	通常 加算			③	
	差引額等		①	重加算金				④	申告期限
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)				⑤	
合 計	確定額等			過少申告 加算金	通常 加算			②	
	既確定額等			不申告 加算金	通常 加算			③	
	差引額等		①	重加算金				④	
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)				⑤	
延 滞 金		法律により計算した金額							
更正 (決定) の理由									

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税・総務事務所で納付してください。

- 注 意
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2通) は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。
 - 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第 202号の 2 から別記様式第 223号までを次のように改める。

様式第 202号の 2 から様式第 223号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第21号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年宮崎県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(賦課徴収)</p> <p>第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。この場合において、県税規則第 1 条中「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）」とあるのは「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）及び宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」と、県税規則第16条第 2 項中</p> <p>「(7) 法第 700条の21の 2 第 1 項及び第 700条の22第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第82条の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「(7) 法第 700条の21の 2 第 1 項及び第 700条の22第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第82条の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(8) 宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）第13条第 1 項の規定によって産業廃棄物税に係る徴収金を還付する場合又は同条例第13条第 3 項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(賦課徴収)</p> <p>第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。この場合において、県税規則第 1 条中「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）」とあるのは「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）及び宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」と、県税規則第16条第 2 項中</p> <p>「(7) 法第 144条の30第 1 項及び第 144条の31第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の 3 の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「(7) 法第 144条の30第 1 項及び第 144条の31第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の 3 の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</p> <p>(8) 宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）第13条第 1 項の規定によって産業廃棄物税に係る徴収金を還付する場合又は同条例第13条第 3 項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」</p> <p>とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。